

## 舞鶴市監査委員告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の規定により、舞鶴市監査基準に関する規程(令和2年監委規程第2号)に準拠して監査を実施したので、その結果及び措置状況について下記のとおり公表する。

令和8年3月24日

舞鶴市監査委員 杉島 久敏

舞鶴市監査委員 岡野 昌和

### 記

#### 定期(財務)監査の結果報告及び措置状況

#### 1 監査の種類

定期監査、財務監査

#### 2 監査の対象

(1)対象項目 令和6年度一般、特別会計の財務に関する事務

(2)対象部等 政策推進部、財務部、総務部、産業振興部、建設部、教育振興部、会計管理者、監査委員事務局

#### 3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、最少の経費で最大の効果を挙げているかどうかには留意するとともに、予算の執行が法令等の趣旨に沿って適正に行われているかどうかなどについて監査を行った。

#### 4 監査の主な実施内容

同規程第15条に規定する監査等の手続及び第16条の実施すべき監査等の手続の適用により、関係職員から聴取を行うなど、通常の監査方法により実施した。

#### 5 監査の実施場所及び日程

(1)実施場所 監査委員事務局等

(2)日程 令和7年10月6日から令和8年3月18日まで

#### 6 監査の結果及び意見

監査対象部等の財務事務は法令に適合し正確に行われ、概ね適切に執行されていると認められた。法を基本として事務を執行し、慣習的に行っている事務については社会状況の変化に応じて、他の地方公共団体の例を参考にしながら改善に努められたい。主な改善すべき事項の結果は以下のとおりである。

##### (1)政策推進部

○企画政策課、秘書課、改革推進課

指摘すべき事項はなく、財務事務は概ね適正に執行されていると認められた。

○広報広聴課

・講師謝礼の算定根拠について、標準支払基準の改定前のものを利用していた。

・単価契約において、契約書と仕様書間で予定数量に相違があった。

○デジタル推進課

・業務委託料に関し、旧予約システムからのデータの移行について、契約内容を変更し、減じた金額の範囲内で別の2事業者と契約して実施したが、そのためにかかった市の経費を含めると減じた金額を超えている。

・保守委託料について、①一部の支払条件の事前明示がされていないもの②契約解除の場合の前払金返還について覚書等に記載されていないものがあった。

##### (2)財務部

○財政課、税務課

指摘すべき事項はなく、財務事務は概ね適正に執行されていると認められた。

○資産マネジメント推進課

- ・長期継続契約において、契約書に長期継続契約の明記がないもの、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合には当該契約を解除する旨の規定がないものがあった。
- ・本庁舎の空気環境測定の結果、二酸化炭素の含有率が、建築物環境衛生管理基準を超過していた。

○収納推進課

リース期間満了後も使用する保守延長ライセンス購入に関する業務について請負契約しているが、実態は①製品ヘルプデスクサポートサービスと②サーバーの保守延長の2つで構成される業務である。見積書には「滞納管理システム保守管理業務」と記載されており、実態と乖離している。

(3)総務部

○契約課、指導検査課

指摘すべき事項はなく、財務事務は概ね適正に執行されていると認められた。

○人事課

契約金額は30万円未満であったものの、当初の積算上の金額を上回っていた。

○総務課(公平委員会、選挙管理委員会)

- ・契約の予定価格を決定するにあたり、積算の根拠となる設計書が税抜額ではなく、税込額が基礎として使用されているものがあった。
- ・随意契約について、過去に契約実績があるという理由で随意契約をされているものがある。契約手続きにおける競争性、公平性、透明性の観点から業者の選定が必要である。

○危機管理・防災課

- ・前回も指摘したが、法は、単年度主義であり、その例外として債務負担行為や長期継続契約等がある。基本契約書や覚書に自動更新条項を規定したのを見受けられた。
- ・契約書や請書で締結をした委託等の契約において、権利義務の一部を譲渡し下請けに出しているものについて、申請や承諾書類が見当たらない。

(4)産業振興部

○みなと振興・国際交流課

指摘すべき事項はなく、財務事務は概ね適正に執行されていると認められた。

○農林課(農業委員会)

- ・補助金に関する事業は概ね適正であったが、額の確定通知や実績報告が見当たらないものがあった。
- ・以前にも指摘したが舞鶴万願寺甘とう部会への補助金の実績報告書において、領収書(写)でなく出来高明細書が添付されたものがある。出来高明細書は、支払いを証明する書類にはならない。
- ・スマート農水産業実装チャレンジ事業費補助金においても、実績報告書に領収書の見当たらないものがあった。

○水産課

- ・水産業振興事業費補助金について、要綱に定められた補助金に係る消費税仕入れ控除税額の報告がされていない。消費税仕入れ控除税額に関して申請時に控除されていないものは、額確定後に補助申請者は報告が必要である。

○産業活力課

各補助金交付要綱において、消費税仕入控除税額の取扱いが規定されているが、補助金に係る消費税仕入控除税額の取扱いに関する手引の規定のうち、特に補助事業者が免税事業者、簡易課税制度の適用事業者等であるかの確認ができないものが散見された。報告と合わせて改善が必要である。

○ふるさと応援課

- ・チラシの作成業務において、当初1,000枚で見積合わせにより業者決定後、増刷として5,000枚を同業者に一者随意契約により追加発注している。経済性、契約手続きにおける競争性、公平性、透明性の観点から、当初から必要な見込み枚数の検討が必要である。
- ・ふるさと納税に係る契約書において、自動更新条項が規定されているものがある。地方公共団体は、会計年度独立の原則から、歳出予算に基づく契約は当該年度内に限って行われるものであるため、次年度以降において経費の支出をとまなう契約の締結については、長期継続契約を締結するか債務負担行為の設定が必要である。
- ・補助金に関し、①移住者受入支援事業について、舞鶴市農村移住促進事業補助金交付要綱に定められているが、報償費として支払われている。②事業完了日より前に実績報告書が提出され、さらに、事業完了前に補助金の支払が行われたものがある。

○舞鶴引揚記念館

収入において、純額で計上されているものがある。会計課と連携し、法令に基づいた適切な事務を執行されたい。

○観光振興課

- ・補助金について、交付申請時の予算等から決算時の予算等が変更されている。軽微な変更なら変更交付申請は不要であるが、変更交付申請が必要である。
- ・調定の根拠資料の添付のないものや、添付資料では調定額が不明のものが見受けられた。
- ・分担金にかかる支出負担行為決議書に、根拠資料として定款等の文書が添付されているが、定款には分担金に関する記載はない。支出負担行為の根拠として、金額の積算方法や人口割等の表を添付するなど、市が負担する根拠が明確となっていない。
- ・赤れんがパーク駐車場について指定管理者を指定したが、決裁文書にその告示が見当たらない。

○農林水産基盤整備課

- ・実績報告書において、交付要綱に規定の事業成績等が見当たらないものや、事業が変更となったが変更交付申請が見当たらないものがあった。
- ・調定書について、摘要欄に金額が示されたものが一部に見られたが、一部を除き根拠となる文書の添付が見られなかった。

(5)建設部

○国・府事業推進課

指摘すべき事項はなく、財務事務は概ね適正に執行されていると認められた。

○土木課

指定管理に関し、①貯水槽清掃業務について、仕様書に定められた実施回数が適切に履行されているか確認ができない。②指定管理者が調達した備品が、協定書の別紙に記載されていない。

○建設総務課

- ・補助金について、①要綱に定める額の取扱いが、団体により違うものがあった。補助金申請の審査に当たり要綱の確認が必要である。②同時期に、同じ団体に同種の2件の補助金を交付している。当初の補助金申請の内容が変更となっており、変更交付申請等が必要である。③要綱に補助金額の上限を定めているが、複数回、補助金を申請すると上限を超

える。

- ・法は単年度主義であり、その例外として債務負担行為や長期継続契約等がある。契約書の契約期間について、自動更新条項により締結しているものがあつた。(土木課分)
- ・消耗品について、①消耗品の支出負担行為決議書の支出金額が5万円以上で、見積書が添付されていないものがあつた。消耗品を分割して発注し、1件ごとに決議書を作成することは非効率であり、どのような場合に契約規則に規定の額を上回る金額で複数見積書を決議書に添付せずに支出できるか、基準の検討等が必要である。②同日に多くの同種の消耗品について、支出負担行為決議書を分割して支出しているものがあつた。(土木課分)

#### ○住宅課

- ・見積書の提出期限を超過して提出された見積書が受理されている。契約手続きの公平性を確保するため、各業者の見積書提出日時が期限内であることが必須である。
- ・賠償責任保険契約の見積合わせにおいて、仕様書では保険期間を4月1日から3月31日までとしているが、3月31日の午後4時までとする見積書が受理されている。見積業者によって保険期間に差が生じないように、仕様書において明確な規定が必要である。

#### ○都市計画課

- ・屋外広告物の通知について、規則に定められた教示が見当たらないものがあつた。

### (6)教育振興部(教育委員会)

#### ○学校教育課

- ・事務処理の遅れは、支払漏れの原因にもなる。前回は指摘したが、支払事務が、実施日から長期間あいて処理されているものがある。
- ・補助金について、①各学校から提出される報告書等において、書類の不備が見受けられる。②補助金が茶菓子代等に利用されている。茶菓子代等を支出していない学校もあり、補助金の趣旨をよく鑑みる必要がある。
- ・随意契約理由に関し、舞鶴市統一学力診断テストについて、中学1・2年生分は3年ごとに総合評価方式により事業者の見直しが行われている一方、中学3年生分は平成25年に選定した事業者と一者随意契約を続けている。その理由として、複数年の記録比較による継続性の確保、事業者変更が及ぼす生徒や教職員の負担への考慮を挙げているが、選定理由や方法が適正か検討が必要である。

#### ○教育総務課

8号随契(不落随契)の手続きを取っているが、当初の設計金額に報告書出力費を加算した設計金額で予定価格を算定されている。本来、当初入札時に定めた予定価格は、その手続きにおける上限を示すものである。業務上の必要性による増額であれば、契約締結後の変更契約で対応すべき性質のものであり、契約締結前に予定価格の前提(設計金額)を変更してしまうのは、入札制度の公平性の観点から疑義が生じる恐れがある。

#### ○教育未来課 前年度事業なし

### (7)会計管理者

#### ○会計課

- ・事項別明細書の様式について、以下のとおり改善が必要である。①漢字使用等について、平成22年内閣訓令第1号「公用文における漢字使用等について」及び舞鶴市公用文に関する規程に抵触している。②法施行規則に定める様式に抵触している。③京都府等の事項別明細書や本市の実質収支に関する調書等の公文書とも漢字使用等に差異があり、議会に提出する文書であるので、より正確な調製が求められる。
- ・収入において、法第210条の総計予算主義の原則から外れ、純額による収入計上がなされているものがある。これらは、使用料収入を定めた各条例の額とも一致していない。また、これに付随する歳出の委託手数料の計上が見当たらないものがある。法施行令第

164条による繰替払がなされておらず、正しい計数となっていない。

- ・会計規則第65条の2において、会計管理者は、口座振込による支払いをするときは、債権者に口座振込通知書を送付しなければならない。法にこの根拠はなく、本市の公営企業会計や他地方公共団体においては、このような通知をされていない団体があるところ、年間の郵送料を鑑み、経費の削減に取り組む必要がある。
- ・以前の監査においても指摘したが、歳計外現金を流用し会計管理者保管金(釣銭)として利用している。歳計外現金は、法第235条の4により、債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券について、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができないものである。  
学説に一時的な流用を認める説はあるものの、学説においても慎重な運用が求められており、恒常的に流用することは認められていない。法施行令第168条の7において、歳計外現金は長の通知がなければ出納をすることができない。また行政実例において、釣銭は規則において定め運用しなければならないが、会計規則に定めがない。

(8) 監査委員事務局

指摘すべき事項はなく、財務事務は概ね適正に執行されていると認められた。

7 措置状況

定期(財務)監査 結果報告書兼措置状況通知書

【政策推進部】

- ・対象課 広報広聴課
- ・期間 令和7年10月6日～10月17日

監査の結果(指摘・要望事項)	措置の内容(回答)
○講師謝礼額 研修講師への謝礼額の算定根拠について、国の「謝礼の標準支払基準」の各表の初期導出方法及び改定方法に基づくとされているが、謝金の標準支払基準は、人事院勧告等に基づき定期的に改定されているため、改定状況を確認のうえ、最新の標準支払基準に基づき算定されたい。	関係通知等の改定状況を執行時に確認を行いながら、適正に事務処理を行います。
○支出科目 同一の内容である封筒の購入について、異なる支出科目に計上されているため、同一科目に統一されたい。	今後、適正に事務処理を行います。
○予定数量相違 単価契約において、契約書と仕様書間で予定数量に相違がある。予定数量は、単価の設定等において重要な要素であり、相違は契約当事者間の信頼を損なうものである。再発防止を徹底するため、契約書、仕様書等の重要事項の記載内容については必ず複数名で確認されたい。	関係規定を確認し、適正に事務処理を行います。
○随契理由 緊急性が認められない案件について、随意契約理由の記載が「法施行令第167条の2第1項第5号(緊急)」となっている。実態に即した正しい随意契約理由を特定し、明記されたい。	関係規定を確認し、適正に事務処理を行います。

- ・対象課 デジタル推進課
- ・期間 令和7年10月20日～10月31日

○業務委託料 ①仕様変更に伴う総経費の精査と経済性 当初業務内容に含まれていた旧予約システムからの予約データ移行について、契約内容を変更し、結果的に減じた金額の範囲内で別の2事業者と契約して実施した状況と努力は理解できるが、そのためにかかった市の経費を含めると減じた金額を超えていると考えられる。	①契約内容の変更が生じる場合、契約条項の遵守を徹底し、市にとって不利にならない条件となるよう注意します。
--	--

<p>契約の変更にあたっては契約条項に沿った対応を第一に、市が不利になる条件にしないことを心がけられたい。</p> <p>②発注前の要件定義の精度向上 この契約は公募型プロポーザル方式により受託業者を選定されているが、詳細な仕様書を決定する段階で精度を高めることはできなかったのか、反省点を今後の発注に生かされたい。</p>	<p>②発注前の要件定義の段階で、想定される課題や必要な仕様を検討し、仕様書の精度を高めることで、契約後の仕様変更やそれに伴う経費の増加を防ぐよう努めます。</p>
<p>○保守委託料</p> <p>①支払条件の事前明示 契約締結の後に前金払としているが、相手方を決定するまでに検討すべきである。</p> <p>②前払金返還リスクの確実な担保 契約期間中に契約を解除した場合の前払金の返還についても覚書及び保証書に記載されていないと、将来の負担が増えるおそれがある。</p> <p>③長期継続契約と支払方法の整合性 長期継続契約の性質と代金の支払い方法の整合性も考慮すべきである。 今後、支払い条件を定める際には、単なる経済的合理性だけでなく、法および財務規定を遵守し、財政の健全性と契約手続きの適正性を優先して検討されたい。</p>	<p>①契約相手方を決定する前の仕様書作成・入札公告の段階で、前金払を含む条件を検討し、入札参加者へ事前に明示することを徹底します。</p> <p>②前金払を行う契約においては、契約解除時等の前払金返還に関する条項を契約書、覚書、および保証書に明確に記載するよう徹底します。</p> <p>③支払い方法については、単年度の予算執行の原則、長期継続契約の性質を考慮したうえで、決定していきます。経済的合理性のみならず、法および関連規定を遵守し、適正な契約事務を徹底していきます。</p>

【財務部】

- ・対象課 資産マネジメント推進課
- ・期間 令和7年10月20日～10月31日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○次年度の契約準備 次年度の契約準備として、前年度中に見積書を開封し、業者決定をされているものがある。見積書の受付までは準備行為として許容されるが、見積書の開封や業者決定は支出負担行為にあたるものであることから、次年度になってから行われたい。</p>	<p>今後は適切な事務処理に努めます。</p>
<p>○長期継続契約 長期継続契約の締結時には、契約書に長期継続契約であることを明記するとともに、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合には当該契約を解除する旨の規定を入れられたい。</p>	<p>今後は適切な事務処理に努めます。</p>
<p>○空気環境測定結果 本庁舎の空気環境測定の結果、二酸化炭素の含有率が、年間を通して建築物環境衛生管理基準を超過していることが確認されたため、改善措置をとられたい。</p>	<p>今後は庁舎内の換気等により改善に取り組むなど、施設の適正な維持管理に努めます。</p>

- ・対象課 収納推進課
- ・期間 令和7年11月4日～11月14日

<p>○業務実態と会計処理の乖離、リスクの発生 リース期間満了後に継続して使用するための保守延長ライセンス購入に関する業務について請負契約としているが、本契約の実態は、①開発元の製品ヘルプデスクサポートサービスと②サーバーの保守延長の2つで構成される委託業務である。見積書には「滞納管理システム保守管理業務」と記載されており、実態と乖離している。</p>	<p>今後は、業務実態を正確に反映した業務名称となるよう務めるとともに、契約事業者の破産等のリスクも意識した適正な会計処理に努めます。</p>
---	---

<p>また、リース期間中には毎月支払っていた保守管理業務委託料相当額を、延長に際して一括して支払っていることは、委託先の倒産等によるサービス中断リスクや、未提供役務に対する費用回収不能リスクが生じている。今後は、実態を正確に反映できるよう、業務名称及び会計処理の適正化とともにリスク管理も意識されるよう注意されたい。</p>	
--	--

【総務部】

- ・対象課 人事課
- ・期間 令和7年11月17日～11月28日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○予定価格 見積合わせの結果、同額によりくじ引き実施して相手方を決定しているが、その金額は当初の計算上の金額を上回っていた。 予定価格調書を省略した場合は、当初の計算上の金額が適正であるかの検討も含めて契約手続きを行うようにされたい。</p>	<p>当初は前年度の実績額から事実上の予定価格を想定していた。その後人件費の高騰等の影響を鑑み、この予定価格を変更することとしたが、経過を記録できていなかったため、追記した。今後は事前に参考見積もりを聴取する等、適切な予定価格の設定を行いたい。</p>

- ・対象課 総務課
- ・期間 令和7年11月17日～11月28日

<p>○予定価格 契約の予定価格を決定するにあたり、積算の根拠となる設計書が税抜額ではなく、税込額が基礎として使用されているものがあるため、適正に算定されたい。</p>	<p>誤った記載等をしないよう、今後は適正に事務を進めます。</p>
<p>○随意契約 過去に契約実績があるという理由で随意契約をされているものがある。契約手続きにおける競争性、公平性、透明性の観点から業者の選定方法を検討されたい。</p>	<p>複数の対応可能な業者から見積を徴する等、今後は適正に業者選定を行います。</p>
<p>○事前の意向確認 最終的に一者のみで見積書に基づき契約が締結されているものについて、本見積りに先立ち、複数の業者へ事前の意向確認を行ったことを示す文書は存在するが、業者からの正式な参加意向を確認した文書が確認できない。業者選定プロセスの透明性確保のため、業者から確実に受理し、保管されたい。</p>	<p>今後は業者から確実に意向確認を受理する等、適正に事務を進めます。</p>

- ・対象課 危機管理・防災課
- ・期間 令和7年11月17日～令和8年1月6日

<p>○自動更新条項 基本契約書や覚書に自動更新条項を規定したのが見受けられる。前回も指摘したが、法は、原則、単年度主義であり、その例外として債務負担行為や長期継続契約等がある。法に基づき後年度予算の裏付けのないものは契約を改定されたい。</p>	<p>長期継続契約の締結が可能な項目については、事業者と協議することとし、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>○下請け 契約書や請書で締結をした委託等の契約において、権利義務の一部を譲渡し下請けに出しているものについて、申請や承諾書類が見当たらない。</p>	<p>今後は適正な事務処理に努めます。</p>

【産業振興部】

- ・対象課 農林課(農業委員会)
- ・期間 令和7年12月1日～令和8年1月19日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○額の確定通知等 補助金に関する事業は概ね適正であったが、額の確定通知や実績報告が見当たらないものがあったので注意が必要である。</p>	<p>適正な事務処理を行ってまいります。</p>
<p>○補助金の根拠資料 (1)以前にも指摘したが舞鶴万願寺甘とう部会への補助金の実績報告書において、領収書(写)でなく出来高明細書が添付されたものがある。出来高明細書は、支払いを証明する書類にはならないので、領収書又は金融機関振込書の写しの添付を求められたい。 (2)スマート農水産業実装チャレンジ事業費補助金においても、実績報告書に領収書の見当たらないものがあったので、領収書の添付を求められたい。</p>	<p>適切な証明書類を徴取いたします。</p>

- ・対象課 水産課
- ・期間 令和7年12月1日～12月12日

<p>○補助金に係る消費税仕入控除税額 令和6年度水産業振興事業費補助金について、要綱に定められた補助金に係る消費税仕入控除税額の報告がされていない。消費税仕入控除税額に関して申請時に控除されていないものは、額確定後に補助申請者に対して報告を求められたい。</p>	<p>今後、要綱に定められている通り、補助対象者に対して報告を求めます。</p>
--	--

- ・対象課 産業活力課
- ・期間 令和7年12月15日～12月26日

<p>○補助金に係る消費税仕入控除税額の取扱い 各補助金交付要綱において、消費税仕入控除税額の取扱いが規定されているが、補助金に係る消費税仕入控除税額の取扱いに関する手引§5 補助金の交付手続における対応に規定されている次の(1)から(3)のうち、特に(1)について確認できないものが散見される。同手引§4 補助金に係る消費税仕入控除税額の報告と合わせて、適切な事務が継続できるよう改善を図られたい。 (1)補助事業者が免税事業者、簡易課税制度の適用事業者等であることを確認(2)補助金の交付申請時又は実績報告時に消費税仕入控除税額を差引き(3)消費税及び地方消費税の申告があった後、消費税仕入控除税額報告書を提出</p>	<p>確認した記録を残す等、今後、適切な事務処理に努めます。</p>
---	------------------------------------

- ・対象課 ふるさと応援課
- ・期間 令和7年12月15日～12月26日

<p>○発注計画 チラシの作成業務において、当初1,000枚で見積合わせにより業者決定後、増刷として5,000枚を当初契約業者と一者随意契約により追加発注している。経済性、契約手続きにおける競争性、公平性、透明性の観点から、当初から必要な見込み枚数(合計6,000枚)を検討し適切に発注されたい。</p>	<p>当初は移住業務で必要数1,000枚で発注を行いました。ふるさと納税業務において同チラシを必要としたため、大幅な増刷となったものです。今後は発注前に課内で密に連携をとることで、計画的な発注に努めます。</p>
--	--

<p>○自動更新条項 ふるさと納税に係る契約書において、自動更新条項が規定されているものがある。地方公共団体は、会計年度独立の原則から、歳出予算に基づく契約は当該年度内に限って行われるものであるため、次年度以降において経費の支出をともなう契約の締結については、長期継続契約を締結するか債務負担行為を設定されたい。</p>	<p>他市町村の事例も参考にしつつ、今後は適正な事務執行に努めます。</p>
<p>○舞鶴市農村移住促進事業補助金 (1)移住者受入支援事業について、舞鶴市農村移住促進事業補助金交付要綱に定められているが、報償費として支払われている。交付要綱を整理されたい。 (2)事業完了日より前に実績報告書が提出され、さらに、事業完了前に補助金の支払が行われたものがある。申請者に指導するとともに、適正な事務処理を再確認されたい。</p>	<p>(1)今年度中に補助金交付要綱を整備し、適正な予算執行に努めます。 (2)申請者に改めて指導を行うとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理に務めます。</p>
<p>・対象課 舞鶴引揚記念館 ・期間 令和8年1月5日～1月16日</p>	
<p>○繰替払 収入において、純額で計上されているものがある。法施行令第164条では、事務の性質上必要な場合に繰替払を認めているが、契約のみを根拠とした現状の処理は、会計手続き上の根拠が不明瞭である。については、会計課と連携し、法令に基づいた適切な事務執行体制を確立されたい。</p>	<p>関係課と対応を協議中です。</p>
<p>・対象課 観光振興課 ・期間 令和8年1月5日～3月11日</p>	
<p>○商標登録 令和6年度中に無体財産権(商標登録)を取得したが、財産に関する調書に反映されていない。決算時に所管課に報告されたい。</p>	<p>財産台帳に計上し、所管課に報告いたします。</p>
<p>○工事契約関連書類 工事関係の書類において、工事請負約款に定められた書類(請負代金内訳書及び工程表等)が見当たらず、工事写真に契約事業者以外の重機が写っており、工事黒板には工事名や場所の記載がなく、事業者名が消えているものがあつた。</p>	<p>今後、適切に処理いたします。</p>
<p>○補助金 補助金について、交付申請時の予算等から決算時の予算等が変更されている。軽微な変更なら変更交付申請は不要であるが、変更交付申請を行うとともに、決算書が適正か確認が必要である。</p>	<p>今後、適切に処理いたします。</p>
<p>○調定 調定の根拠資料の添付のないものや、添付資料では調定額が不明であるものが見受けられた。決裁権者が確認ができるよう努められたい。</p>	<p>今後、適切に処理いたします。</p>
<p>○分担金 分担金にかかる支出負担行為決議書に、根拠資料として定款等の文書が添付されているが、定款には分担金に関する記載はない。支出負担行為の根拠として、金額の積算方法や人口割等の表を添付するなど、市が負担する根拠が明確となるよう債権者に書類を求められたい。</p>	<p>今後、適切に処理いたします。</p>

<p>○告示 赤れんがパーク駐車場について指定管理者を指定したが、決裁文書にその告示が見当たらない。</p>	<p>今後、適切に処理いたします。</p>
<p>・対象課 農林水産基盤整備課 ・期間 令和8年2月16日～3月9日</p>	
<p>○補助金 実績報告書において、交付要綱に規定の事業成績等が見当たらないものや、事業が変更となったが変更交付申請が見当たらないものがあった。交付要綱に基づき、変更交付申請や実績報告書を確認されたい。</p>	<p>今後は補助事業者に対して要綱に定められる文書を求めます。</p>
<p>○調定書 調定書について、一部を除き根拠となる文書の添付が見られなかった。摘要欄に金額が示されたものが一部に見られたが、歳入の決裁に当たっては決裁権者が正確な金額の確認ができるよう努められたい。</p>	<p>今後は文書の添付を徹底します。</p>
<p>【建設部】 ・対象課 住宅課 ・期間 令和8年1月5日～1月16日</p>	
<p>監査の結果（指摘・要望事項）</p>	<p>措置の内容（回答）</p>
<p>○見積書提出期限 見積書の提出期限を超過して提出された見積書が受理されている。契約手続きの公平性を確保するため、各業者の見積書提出日時が期限内であることを必ず確認されたい。</p>	<p>見積書の提出期限の厳守について、改めて所属職員への周知徹底を図りました。今後は、見積書受領時に提出期日を厳格に確認し、期限を超過した見積書は受理しないことを徹底することで、契約手続きの公平性と適正な事務処理に努めます。</p>
<p>○賠償責任保険契約 賠償責任保険契約の見積合わせにおいて、仕様書では保険期間を4月1日から3月31日までとしているが、3月31日の午後4時までとする見積書が受理されている。見積業者によって保険期間に差が生じないよう、仕様書において明確に規定し、無保険期間が発生しないよう手続きをされたい。</p>	<p>今後は、仕様書において保険期間の始期・終期の時間まで明記し、見積業者による条件の差異を解消し、無保険期間の発生を確実に防止するなど、適正な契約事務の遂行に努めてまいります。</p>
<p>・対象課 土木課 ・期間 令和8年1月19日～2月3日</p>	
<p>○指定管理（五老ヶ岳公園） （1）貯水槽清掃業務について、仕様書に定められた実施回数が適切に履行されているか確認ができない。指定管理者に指導するとともに、所管課においても確認されたい。  （2）指定管理者が調達した備品が、協定書の別紙に記載されていないため、正しい別紙を添付されたい。</p>	<p>（1）貯水槽清掃：積雪により長期臨時休業を余儀なくされたことから、清掃作業が遅延し令和7年4月3日の作業となったが、仕様書に定められた実施回数（1回）は履行されたことは確認しています。今後は、遅延のないよう指定管理者へ指導するとともに、当課においても履行管理を徹底します。 （2）備品管理：倉庫については登録漏れが判明したため、令和8年2月17日付で備品台帳（第3種備品）への追加登録を完了しました。また、テレビ望遠鏡は借用物（市財産外）であることを確認したため、台帳登録の対象外として整理しました。</p>

- ・対象課 建設総務課
- ・期間 令和8年1月19日～3月10日

<p>○補助金</p> <p>(1)要綱に定める額の取扱いが、団体により違うものがあった。補助金申請の審査に当たり要綱を確認し、公平な取扱いとなるよう注意されたい。</p> <p>(2)同時期に、同じ団体に同種の2件の補助金を交付している。当初の補助金申請の内容が変更となっており、今後は、変更交付申請又は当初から一括で申請を受けられたい。</p> <p>(3)要綱に補助金額の上限を定めているが、複数回、補助金を申請すると上限を超えるのであり方の検討を願う。</p>	<p>(1) 要綱に沿った適正な事務処理に努めます。</p> <p>(2) 申請団体への指導等、適正な事務処理に努めます。</p> <p>(3) 要綱に定められた上限のあり方について方針を整理します。</p>
<p>○自動更新条項等</p> <p>契約書について、契約期間を自動更新条項により締結しているものがあった。法は、原則、単年度主義であり、その例外として債務負担行為や長期継続契約等がある。本契約は、法によらず後年度予算の裏付け等がないため、契約を改定されたい。(土木課分)</p>	<p>単年度契約（または長期継続契約）への契約改定に向け、調整を進めます。</p>
<p>○消耗品</p> <p>(1)消耗品の支出負担行為決議書の支出金額が5万円以上で、見積書が添付されていないものがあった。消耗品を分割して発注し、1件ごとに決議書を作成することは非効率であり、どのような場合に契約規則に規定の額を上回る金額で複数見積書を決議書に添付せずに支出できるか、基準の検討等が必要である。</p> <p>(2)同日に多くの同種の消耗品について、支出負担行為決議書を分割して支出しているものがあった。見積合わせにより、支出されたい。(土木課分)</p>	<p>(1) 今後は適正な事務処理に努めます。</p> <p>(2) 今後は適正な事務処理に努めます。</p>

- ・対象課 都市計画課
- ・期間 令和8年2月2日～3月2日

<p>○教示</p> <p>屋外広告物の通知について、規則に定められた教示が見当たらないものがあったので、様式に注意されたい。</p>	<p>今後は、様式に基づき通知します。</p>
---	-------------------------

【教育振興部】(教育委員会)

- ・対象課 学校教育課
- ・期間 令和8年2月2日～2月13日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○支払事務</p> <p>前回は指摘したが、支払事務が、実施日から長期間あいて処理されているものがある。処理の遅れは支払漏れの原因にもなることから、滞ることなく事務処理をされたい。</p>	<p>適正な事務処理を徹底します。</p>

<p>○補助金  (1)各学校から提出される報告書等において、書類の不備が見受けられるため、学校に適切な事務処理を行うよう指導されたい。  ・経費計算書と支出伝票に記載されている事業名に相違がある  ・領収書の宛名が補助金を受領した任意団体となっておらず、学校名の領収書となっている  ・領収日が確認できない領収書が添付されている  ・領収日以降に支出伝票が作成されている  (2)補助金が茶菓子代等に利用されている。茶菓子代等を支出していない学校もあり、補助金の趣旨をよく鑑み、これを財源としてより効果的に他の事業に活用することを検討されたい。</p>	<p>(1) 補助事業者へ指導するとともに適正な事務処理を徹底します。</p> <p>(2) 当該補助金については、令和7年度より学校への補助金交付を廃止し、市の直接執行へ事務変更したため、今後は適切に事業執行ができるものと考えておりますが、他の補助金についても、補助事業者へ指導するとともに適正な事務処理を徹底します。</p>
<p>○随意契約理由  舞鶴市統一学力診断テストについて、中学1・2年生分は3年ごとに総合評価方式により事業者の見直しが行われている一方、中学3年生分は平成25年に選定した事業者と一者随意契約を続けている。その理由として、複数年の記録比較による継続性の確保、事業者変更が及ぼす生徒や教職員の負担への考慮を挙げているが、選定理由や方法が適正か検討されたい。</p>	<p>事業者の選定理由として左記に加え、市の仕様で業務履行可能な業者が他にないことから一者随意契約としている旨、追記修正します。</p>
<p>・対象課 教育総務課  ・期間 令和8年2月16日～2月27日</p>	
<p>○8号随契の予定価格  8号随契（不落随契）の手続きを取っているが、当初の設計金額に報告書出力費を加算した設計金額で予定価格を算定されている。本来、当初入札時に定めた予定価格は、その手続きにおける上限を示すものである。業務上の必要性による増額であれば、契約締結後の変更契約で対応すべき性質のものであり、契約締結前に予定価格の前提（設計金額）を変更してしまうのは、入札制度の公平性の観点から疑義が生じる恐れがある。</p>	<p>今後は、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>【会計管理者】  ・対象課 会計課  ・期間 令和8年2月16日～2月27日</p>	
<p>監査の結果（指摘・要望事項）</p>	<p>措置の内容（回答）</p>
<p>○事項別明細書  事項別明細書の様式について、以下のとおり改善が必要である。  (1)漢字使用等について、平成22年11月30日内閣訓令第1号「公用文における漢字使用等について」及び舞鶴市公用文に関する規程に抵触している。  (2)法施行規則に定める様式に抵触している。  (3)京都府等の事項別明細書や本市の実質収支に関する調書等の公文書とも漢字使用等に差異があり、議会に提出する文書であるので、より正確な調製が求められる。</p>	<p>事項別明細書の様式変更については、現行の財務会計システムで対応が可能であれば、次年度より実施します。対応が困難な場合は、次期財務会計システムの更新時期に併せ、改善を図ります。</p>
<p>○繰替払  収入において、法第210条の総計予算主義の原則から外れ、純額による収入計上がなされているものがある。</p>	<p>繰替払の実施については、会計規則に規定し、関係各課に指導しております。未対応の部署に対しては、</p>

<p>これらは、使用料収入を定めた各条例の額とも一致していない。また、これに付随する歳出の委託手数料の計上が見当たらないものがある。</p> <p>法施行令第164条による繰替払がなされておらず、関係各課に繰替払を徹底し、正しい計数を計上されたい。また、総計予算主義の原則により歳入・歳出はそれぞれ計上しなければならないが、繰替払が可能であるのに行わず、費用として支出することは役務費を増大させることになり各課を指導されたい。</p>	<p>早期に解消を図るよう継続して指導を行います。</p>
<p>○経費削減</p> <p>会計規則第65条の2において、会計管理者は、口座振込による支払いをするときは、債権者に口座振込通知書（様式第35号）を送付しなければならない。法にこの根拠はなく、本市の公営企業会計や他地方公共団体においては、このような通知をされていない団体があるところ、年間の郵送料を鑑み、経費の削減に取り組まれたい。</p>	<p>すでに、一部の支払いにおいては、支給決定通知に振込予定日を記載するなどの運用も試行的に行っております。今後も、他団体の事例を参考に、会計規則の改正も含め、事務の合理化と経費の削減に取り組んでまいります。</p>
<p>○会計管理者保管金（釣銭）</p> <p>以前の監査においても指摘したが、歳計外現金を流用し会計管理者保管金（釣銭）として利用している。</p> <p>歳計外現金は、法第235条の4により、債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるものでなければ、これを保管することができないものである。</p> <p>学説に一時的な流用を認める説はあるものの、学説においても慎重な運用が求められており、恒常的に流用することは認められていない。法施行令第168条の7において、歳計外現金は長の通知がなければ出納をすることができない。また行政実例において、釣銭は規則において定め運用しなければならないが、会計規則に定めがない。他団体においては、会計規則において定め、歳計現金においてその利用が明確となっているところ、公金の使用が明確となるよう会計規則の改正や運用をされ、決算計数において明確となるよう改善されたい。</p>	<p>改めて、会計管理者保管金（釣銭）の運用に関して見直し、適正な事務処理に努めます。</p>